

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に菅原、松田両委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第14号、議案第15号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第30号ないし議案第34号及び議案第39号の以上11件につきまして、理事者から説明願います。

○金澤税務部長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、税務部所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の4ページを御覧ください。1款の市税総額は437億円で前年度比14億5千万円の増、率にして3.4%の増となっております。このうち、主な税目につきまして御説明申し上げます。

まず、1項市民税につきましては、賃金の上昇に伴う個人所得の伸びなどにより前年度比7億4千151万8千円の増、率にして3.9%増の195億5千984万7千円を見込んでおります。

次に、2項固定資産税及び7項都市計画税であります。いずれも家屋の新築などにより固定資産税で前年度比3億3千237万円増、率にして2.2%増の154億2千414万1千円、都市計画税で前年度比3千124万6千円の増、率にして1%増の30億2千414万5千円を見込んでおります。

次に、3項軽自動車税であります。税制改正に伴い令和8年3月31日をもって廃止される環境性能割の減が見込まれることなどから、前年度比1千929万9千円の減、率にして2.1%減の8億8千377万7千円を見込んでおります。

次に、8項宿泊税であります。令和8年4月から徴収を開始するため新たに3億4千万円を見込んでおります。

次に、歳出について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の48ページを御覧ください。2款2項徴税費の予算総額は5億2千811万4千円で、前年度比8千665万9千円の減、率にして14.1%の減となっております。このうち、主な事業について表の右側の説明欄により御説明申し上げます。

同ページ、2款2項2目中、下から3番目に記載のある基幹税務システム整備費につきましては、税制改正等に係るシステムの改修費用としまして1億5千614万3千円、1番下に記載のある宿泊税課税事務費につきましては、本年4月から宿泊税の徴収を開始するため、適正かつ公平な賦課徴収業務に要する費用としまして544万3千円を計上しております。財源は全額一般財源となっております。

以上、税務部所管に関わる令和8年度一般会計予算の概要となります。よろしく御説明申し上げます。

○樽井市民生活部長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、市民生活部所管に係る予算の概要について御説明申し上げます。

資料はございませんが、歳入についてでございます。主なものとして、使用料及び手

数料、国庫支出金、市債であり、総額で12億9千270万9千円、令和7年度当初予算と比較しますと7千967万8千円の増となっております。

続きまして、歳出についてでございます。2款総務費13億7千166万2千円、3款民生費2千352万6千円、4款衛生費5億7千721万3千円、6款農林水産業費1億193万9千円、総額20億7千434万円で、令和7年度当初予算と比較しますと9千505万8千円の増となっております。

なお、事業数は43事業で、内訳としましては経常費24事業、臨時費は公共投資事業、一般臨時事業、重点化事業、施設改修を合わせまして19事業となっております。

それでは、主な事業につきまして、令和8年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。22ページになります。1段目、2款1項5目市民活動費の地域まちづくり推進費859万7千円、同じく上から2段目、地域会館建設費等補助金920万9千円。旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書の43ページを御覧ください。こちらの2款1項5目市民活動費の右側下から2段目、住民活動推進費4千473万1千円、この3事業についてであります。これらの事業は、市民主体、地域主体のまちづくりを推進するため令和8年4月に改定を予定している旭川市地域自治推進ビジョンも踏まえ、持続可能な地域づくりを目指し、地域の課題解決に向けた主体的な活動や住民活動の拠点である会館の整備などを支援しようとするものであります。

また、臨時事業費説明資料22ページに戻りまして、下から2段目、2款1項10目支所及び出張所費の支所改修費1億5千313万円についてであります。こちらは、来所者の利便性及び安全性の向上を図るため各施設の維持管理を行おうとするもので、令和8年度については、神居支所及び東旭川支所へのエアコン設置に係る経費等を計上しているところであります。

次に、23ページ1段目、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の市民課DX推進費4億2千594万円についてであります。こちらは、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー関係事務において運用しているシステム群について、手続のDXを進め、安定的で円滑な事務の執行を図ろうとするもので、引き続き、各システムを円滑に運用しスムーズな窓口対応を進めるとともに、マイナンバーカード電子証明書の更新申請等の業務に当たっては市民課や支所で受け付けるほか、令和7年度と同様、市内13の郵便局へ委託を行おうとするものでございます。

次に、上から3段目の次世代窓口構築運営費1千558万6千円についてであります。こちらは、旭川市次世代窓口ランドデザインに基づき窓口業務改革を行い、市民満足度の向上と業務の効率化を図っていかうとするもので、総合庁舎及び神楽支所に各種証明書等の発行が可能なキオスク端末の導入経費を計上しており、令和8年度当初予算と、AI機能を活用したシステムの開発や機器の導入等に要する費用として今定例会に提案している令和7年度補正予算により、次世代窓口旭川モデル実現に向けて導入するシステムの構築及び実証実験を行おうとするものでございます。

次に、議案第39号を御覧ください。議案第39号、旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定に基づき、旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、議会の議決を得ようとするものであります。指定する郵便局といたしましては令和7年度と同様、東旭川郵便局ほか12局で、取り扱う事務につきましてはマイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新申請等に係る事務とし、当該事務を取り扱う期間は令和8年4

月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願い申し上げます。

○川邊福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管事業に係る事項について御説明いたします。

まず、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算でございます。福祉保険部の所管事業全体の予算額でございますが、一般会計の予算額は令和7年度と比較して1.7%増の578億4千918万5千円となっております。所管事業数は経常費と臨時費を合わせて80事業となっており、主な新規拡充事業につきまして、お手元の令和8年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

初めに、25ページを御覧ください。一番下のきめ細やかな旭川市社会福祉事業振興補助金でございます。本事業は国の交付金を活用する本市独自の取組として、物価上昇の影響がある中でも円滑に事業を継続できるよう、省エネや災害等への備えなど将来的に必要となる施設の設備、備品等に要する費用について、北海道の補助対象外の社会福祉事業者等に対し補助を行うもので、1千500万円を計上いたしております。

次に、29ページの下から2つ目の高齢者バス料金助成費でございます。本事業は高齢者の積極的な社会参加の促進や福祉の増進等を目的に、市内のバスを1乗車100円で利用することができる寿バスカードを有料で交付するものでありますが、現行の1乗車時100円の運賃を維持しつつ、今後も安定的に事業を継続していくため、寿バスカード交付時負担金を現行の2千円から3千円に改定するものであります。また、高齢者の事故防止等に資するため運転免許証の自主返納者へ寿バスカードを無料交付することとし、事業全体で2億7千87万6千円を計上いたしております。

最後に、経常費のため資料には掲載しておりませんが、聴覚障害者等コミュニケーション支援費における軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業でございます。この事業は、障害者手帳の対象とならない18歳未満の難聴児に対し補聴器購入費用を助成する事業であります。令和8年度から新たに要件等、助成費用を拡充するもので、事業全体の予算2千866万8千円のうち、当該事業に84万5千円を計上いたしております。

続きまして、特別会計でございます。令和8年度旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書に基づき御説明をいたします。

まず、議案第15号、令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書130ページを御覧ください。予算総額は335億3千585万5千円で、令和7年度と比較して保険給付費の減などにより5億8千857万7千円、1.7%の減となっております。歳入の主なものといたしましては、1款国民健康保険料で令和7年度と比べて6千468万2千円減の46億1千697万2千円、3款道支出金で3億9千100万円減の251億7千700万1千円、5款繰入金で1億4千692万9千円減の36億8千582万9千円となっております。

次に131ページを御覧ください。歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費で3億5千304万円減の247億6千583万2千円、3款国民健康保険事業費納付金で3億41万6千円減の77億394万1千円となっております。

続いて、議案第19号、令和8年度旭川市介護保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書186ページを御覧ください。予算総額は376億5千388万6千円で、令和7年度と比較し

て保険給付費の増などにより5億9千932万4千円、1.6%の増となっております。歳入の主なものといたしましては、1款保険料で令和7年度と比べて1億761万7千円増の70億6千541万8千円、2款国庫支出金で1億8千832万5千円増の96億7千462万3千円、3款支払基金交付金で1億4千86万円増の98億7千626万1千円となっております。

続いて、187ページを御覧ください。歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費で4億1千324万8千円増の349億6千909万7千円、3款地域支援事業費で1億1千920万4千円増の17億2千626万3千円となっております。

最後に、議案第21号、令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。事項別明細書222ページを御覧ください。予算総額は75億6千739万円で、令和7年度と比較して後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより9億8千881万6千円、15%の増となっております。歳入の主なものといたしましては、1款保険料で令和7年度と比べて7億5千317万6千円増の53億5千576万円、2款繰入金で2億2千609万8千円増の21億6千739万6千円となっております。

次に、223ページを御覧ください。歳出の主なものといたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で9億8千56万8千円増の72億9千157万5千円となっております。

以上が、福祉保険部の令和8年度予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山口健康保健部長 本定例会に提出しております議案のうち、健康保健部所管に係る事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、健康保健部所管分の概要について御説明をいたします。資料はございませんが、まず歳入の予算状況であります。予算額は4億6千49万9千円で前年度当初予算に比べ7千954万2千円の増となっております。これは主に道からの新型コロナウイルス予防接種健康被害に係る給付費負担金が増額となっていることや動物愛護センターの施設改修による繰入金が増額となったことによるものです。

また、歳入の主なものといたしましては屠畜検査や営業許可等に係る使用料、手数料のほか、先ほどの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金等となっております。

次に、歳出の予算状況でございますが、予算額は19億4千703万4千円で前年度当初予算に比べ1千682万4千円の減となっております。これは主に、新型コロナウイルスワクチンの予防接種費を減額したことによるものになります。

続きまして、健康保健部所管分の計34事業のうち、主な3事業について御説明をいたします。歳入歳出予算事項別明細書61ページを御覧ください。

初めに、4款1項2目予防費の説明欄の一番上、経常費のがん対策費2億4千909万7千円についてであります。本事業は、市民に各種がん検診等の機会を提供することで、がんの早期発見、早期治療を推進するものであります。令和8年度は8月から胃がん検診に新たに胃内視鏡検査を導入し、併せて対象者及び受診間隔を現行の40歳以上、年1回、胃部エックス線検査のみ受診可能から、国の指針に準拠し、50歳以上、2年に1回、胃内視鏡検査または胃部エックス線検査のいずれかを受診可能といたします。胃内視鏡検査の自己負担額は3千200円といたしますが、次年度から国民健康保険の被保険者につきましては、胃がん検診を含め本市が実施する全てのがん検診の自己負担額を無料といたします。がん検診につきましては、胃内視鏡検査を新たに導入すること

により市民ニーズに対応するとともに、がん検診の受診率向上を図るため、これらの制度変更を含め市民周知に取り組んでまいります。また、前年度から引き続き、がん治療に伴う脱毛等の外見変化に対する支援の取組としてウィッグ等の補整具の購入に係る費用を助成するアピアランスケア助成事業を実施し、がん治療者の就労等の社会参加を支援してまいります。

続いて、その5つ下の予防接種費1億3千654万円についてであります。本事業は予防接種法に基づき予防接種等を行うものでありますが、令和8年度につきましては、制度改正等により幾つか変更点がございますので御説明をいたします。まず、子ども等の予防接種についてであります。新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防のため、妊婦へのRSウイルスワクチンの定期接種を開始する予定であります。接種は妊娠28週ゼロ日から36週6日の間に1回、いずれの方も無料で接種いただけるものとなります。次に、高齢者等の予防接種になりますが高齢者等インフルエンザワクチンにより、より発症予防や入院予防効果にすぐれた高容量ワクチンが加わることが検討されており、75歳以上の方は、これまでの標準量ワクチンに加え高容量ワクチンを選択できるようになります。自己負担額はワクチン代相当額を見込んでおり、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は無料となりますが、課税世帯の方につきましては標準量で1千540円、高容量で5千円を予定しております。また、高齢者等肺炎球菌ワクチンにつきましては、令和8年度から使用するワクチンについて23価ワクチンから、より有効性が期待できる20価ワクチンへの変更が予定されております。市民税課税世帯の方の自己負担額につきましては、ワクチン代がこれまでの23価ワクチンから2倍程度高額となるため、現在の2千700円から4千500円に増額した上で実施していきたいと考えております。

続いて、一番下の臨時事業費のスマートウエルネス推進費1千91万1千円についてであります。本事業は健幸福祉都市の実現に向けた取組を推進するものであり、令和8年度は第2次スマートウエルネスあさひかわプランを施行し、外出による活動量の増加を支援するため、あさひかわ健幸アプリにスタンプラリー機能を搭載いたします。これは、市内に設定した地点の範囲内にユーザーがチェックインすることでスタンプを獲得できる機能であり、当機能を活用しプランの取組を推進してまいります。また、前年度から引き続き、あさひかわ健幸アプリを活用した健康づくり行動の支援や情報発信、体組成計等を配置してある測定スポットを活用した健康測定会やウォーキングイベント等に取り組んでまいります。

以上が、健康保健部所管分の令和8年度当初予算の概要でございます。

続きまして、条例改正につきまして御説明をいたします。議案第33号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理しようとするものでございます。施行日につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和8年5月1日としております。

健康保健部所管分の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○太田環境部長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算につきまして、環境部が所管します予算の概要を御説明させていただきます。

初めに、資料はございませんが環境部の予算概要について御説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、予算総額は4億2千7920万円で前年度比1億3千62

8万5千円の減となっており、リサイクルセンターの建設工事が終了したことによる事業費の減に伴う国庫支出金の減が主な減要素となっております。

次に、歳出でございますが、予算総額は68億7千22万2千円で前年度比5千884万3千円の減となっており、リサイクルセンター建設工事費の完了に伴う工事費の減や中園廃棄物処分場閉鎖に伴う管理費用の減などが主な減要素となっております。

それでは、臨時事業費説明資料に基づき、環境部の主な事業につきまして順次御説明をさせていただきます。資料の47ページを御覧ください。初めに、47ページの一番上でございます鳥獣対策費の予算額2千469万2千円につきましては、人の生活圏に出没するヒグマや繁殖期の攻撃的なカラスの対策を行うものでございます。ヒグマ対策としましては、従来の方策に加えて令和8年度は緊急銃猟に必要な体制の整備のほか、市民に対する普及啓発を目的としたヒグマに関するセミナーやシンポジウムを実施してまいります。

次に、48ページを御覧ください。48ページの上から2番目でございます地球温暖化対策推進費の予算額121万1千円につきましては、地球温暖化対策に関わる市民意識の向上を図るための普及啓発に関するものとなります。本年度で終了する中小企業者CO₂可視化支援事業の次年度の展開として可視化後の具体的な取組に関するセミナーの開催などにより、可視化フェーズから行動フェーズへの移行を促進してまいります。

続きまして、その下でございます地域エネルギー設備等導入促進費の予算額500万円につきましては、温室効果ガスの排出削減や物価高騰によるエネルギー費用の負担軽減等を図る観点から再エネ設備の導入を促進するため、引き続き、太陽光発電設備、蓄電池などを設置する市民や市内事業者等に設置費用の一部を補助していくものでございます。

続きまして、その下でございます地域木質バイオマス利活用促進事業費の予算額600万円につきましては、積雪寒冷地という地域特性の下、豊富な森林という地域の強みを生かしながら、温室効果ガスの排出削減を図るといった観点から、木質バイオマスストーブの導入を促進するため、引き続き、まきストーブ及びペレットストーブを設置する市民及び市内事業者等に設置費用の一部を補助していくものでございます。

続きまして、その下でございますGX推進費の予算額22万3千円についてであります。本事業は令和8年度の機構改革に伴いGX関連事業を経済部に移管することから、今年度まで地球温暖化対策推進費に計上しておりました事業費の一部を新規事業として新設したものでございます。事業内容といたしましては、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を推進するため、今年度に引き続き、GX懇談会での議論を行うほか、パブリックコメントなどを経ながら、ガイドラインや条例の制定、産業集積に関する基本方針の策定などについて取り組んでまいります。

続きまして、少しページが飛びますが50ページを御覧ください。50ページの上から2つ目でございます次期最終処分場整備費の予算額2億1千317万5千円につきましては、令和12年4月からの開業に向けて次期一般廃棄物最終処分場を整備するもので、令和8年度は搬入路や下水放流管の実施設計業務のほか、建設用地を取得するものであります。

続きまして、51ページを御覧ください。51ページの上から2つ目でございます一般廃棄物組成等調査費の予算額1千125万円につきましては、令和9年度に予定している次期ごみ処理基本計画の策定に当たって必要な基礎資料を得るため、ごみの組成調査及び排出量の将来推計を実施す

るものであります。

最後に、その3つ下からの2事業、中園廃棄物最終処分場解体撤去費の予算額2千895万9千円及び近文リサイクルプラザ解体撤去費の予算額1千714万5千円につきましては、それぞれ廃止になった施設を解体撤去するため、実施設計やアスベスト含有分析調査を実施するものでございます。

環境部からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○木村市立旭川病院事務局長 今定例会提出議案のうち、市立旭川病院で所管しているものにつきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、令和8年度旭川市病院事業会計予算につきまして、配付資料、令和8年度病院事業会計予算の概要に基づき御説明を申し上げます。資料を御覧ください。初めに、左上の(1)患者数になりますが入院延べ患者数11万3千150人、1日平均で310人、外来延べ患者数21万2千80人、1日平均で880人、合計で32万5千230人を予定しております。前年度当初予算との比較では入院で1千95人の増、外来で1千642人の増、合計では2千737人の増となっております。

次に、その下の(2)収益的収支になりますが、まず病院事業収益につきましては、医業収益で116億4千462万9千円、医業外収益で13億7千42万1千円、一般会計負担金で8億1千674万5千円、特別利益で3億9千190万8千円、合計142億2千370万3千円を予定しており、前年度との比較では主に医業外収益の増によりまして6億7千167万4千円、率にして5%の増となっております。次に、病院事業費用につきましては、医業費用で142億8千122万3千円、医業外費用で2億3千20万8千円、特別損失で1千円、予備費で400万円、合計145億1千543万2千円を予定しており、前年度との比較では主に医業費用の増によりまして1億5千243万7千円、率にして1.1%の増となっております。

次に、右上の(3)資本的収支になりますが、まず資本的収入につきましては、企業債で2億6千790万円、負担金で9億155万9千円、合計11億6千945万9千円を予定しており、前年度との比較では企業債の減によりまして4億1千914万1千円、率にして26.4%の減となっております。次に、資本的支出につきましては、建設改良費で3億1千911万5千円、企業債償還金で14億9千801万9千円、投資で960万円、予備費で100万円、合計18億2千773万4千円を予定しており、前年度との比較では主に建設改良費の減によりまして3億9千198万6千円、率にして17.7%の減となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億5千827万5千円につきましては、55万2千円を消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、残りの6億5千772万3千000円につきましては、一時借入金で措置をいたします。

また、表の下になりますが、建設改良費の内容といたしましては、建物の高圧配電盤改修工事ほか6件で1億137万3千円、器械備品の手術支援ロボット装置ほか46件で2億1千774万2千円を予定しております。

次に、その下の(4)損益計算及び資金収支になりますが、(1)損益計算にありますとおり当年度の予定損益は2億9千228万1千円の純損失となり、累積欠損金は157億1千89万4千円となる見込みであります。また、(2)の資金収支につきましては、経営改善推進事業債の借入

れ5億円を活用した上で8千877万1千円の資金不足となり、年度末資金収支累計額につきましては、マイナス15億6千304万2千円の見込みとなっております。当初予算については以上となります。

続きまして、議案第34号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書により御説明を申し上げます。議案第34号を御覧ください。本件は、当院の厳しい経営状況のほか、物価や人件費などのコストが上昇している現状を踏まえ、健康保険適用外診療に係る診療単価、一般病室以外の各種個室や複数のベッドがある部屋を1人で使用する場合に加算される料金、新生児室の利用料金、各種証明書や診断書などの文書料の一部につきまして、市内における同規模の医療機関との均衡等も勘案し、増額となる改定を行おうとするものであります。施行日につきましては、令和8年6月1日としております。なお、本改定案につきましては昨年11月21日から12月29日までの間、意見提出手続を実施しており、2件の意見がございました。その内容としては、訪日外国人に対する料金はさらに増額すべき、また、十分な広報が必要といったものでございましたが、これによる改正案の修正は行っていないところでありますので、併せて御報告をさせていただきます。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 議案第30号から議案第32号までの3件の条例改正につきまして、議案書により順次御説明申し上げます。

初めに、議案第30号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定についてであります。1点目は、寿バスカードの交付時負担金について、平成18年度の導入以降、バス運賃の上昇などの社会環境が変化していることから、今後も安定的に事業を継続するために改定を行おうとするもので、改定額につきましては市民意見提出手続の結果等も踏まえまして、1年間の金額として現行の2千円を3千円とし、身体障害者手帳等をお持ちの方は現行の1千円を1千500円といたします。なお、これに連動して、途中で購入された場合11か月以下での残り有効期間に応じた金額についても改正を行います。2点目は、新たに災害時への対応や運転免許証自主返納者への支援を行うため、交付時負担金の減免に関わる規定を設けようとするものでございます。

次に、議案第31号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。1点目は、限度額適用認定書やマイナ保険証の普及により、今後利用が見込まれない高額療養資金貸付金について廃止しようとするものでございます。2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う規定の整備であります。国が定める賦課限度額の基準が改められたことに伴い、中間所得層の負担を緩和し被保険者間の負担の均衡を図るため、国民健康保険料における賦課限度額を改正しようとするもので、その内容といたしましては、基礎賦課限度額を現行の66万円から67万円に引き上げようとするものでございます。なお、新設される子ども・子育て支援納付金賦課限度額は3万円となりますので、賦課限度額の合計は現行の109万円から113万円に引上げとなります。また、国民健康保険料の低所得者に対する保険料軽減判定措置に関する所得判定基準が改定されたことに伴い、5割軽減に関わる基準の算定において、被保険者数に乘じる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減に関わる基準の算定において被保険者数に乘じる金額を56万円から57万円にそれぞれ引き上げようとするものでございます。3点目は、令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が開始されることに伴い、北海道が定める統一保険料率で保険料を賦課できるよう規

定を整備しようとするもので、4点目は、所要の規定の整備で、附則において、申請期間が経過した傷病手当金に関わる規定を削除しようとするものでございます。

これらの改定は令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料から適用しようとするものでございます。

次に、議案第32号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1点目は、令和7年度税制改正に伴う特例措置の規定であります。給与所得控除の最低保障額が引き上げられる税制改正を受け、国において介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。当該税制改正については第9期旭川市介護保険事業計画の策定には想定されておりませんが、介護保険サービスの円滑な供給を支えるための財政基盤を安定的に確保するため、令和8年度に限り、保険料の段階判定に用いる合計所得金額の算定方法及び市町村民税の非課税判定の特例について規定しようとするもので、2点目は、所要の規定の整備で、附則において、既に実効性を失った規定を整理しようとするものでございます。

これらの改正は令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料について適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。旭川市地域自治推進ビジョン改訂案に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から報告を願います。

○樽井市民生活部長 旭川市地域自治推進ビジョンの改訂案に対する意見提出手続の実施結果について御報告いたします。

旭川市地域自治推進ビジョンの改訂案につきましては、令和7年12月26日から令和8年2月6日までの期間で意見提出手続を実施し、その結果、個人の方から3件の御意見をいただきました。その内容は別紙のとおりとなっておりますが、2件につきましてはビジョンの改訂案に記載した内容とほぼ同様の内容であり、1件については、デジタルディバイド対策における配慮を求める意見となっております。意見と市の考え方につきましてはホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館、地区センター、住民センター等で公表資料を設置し、配布を予定しております。

今後につきましては、寄せられた御意見等を踏まえビジョンの改訂案を修正の上、庁内協議を経て決定し、本年4月をめどに公表したいと考えております。

報告は以上でございます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時43分